

社会福祉法人緑愛会役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑愛会（以下「法人」という。）の役員の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程で役員とは、理事及び監事並びに評議員、評議員選任・解任委員外部委員をいう

(役員会の出席報酬等)

第3条 役員が役員会に出席したとき、別表1-1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払う事が出来る。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費は、その実費とする。

(役員勤務報酬等)

第4条 役員が役員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあった場合は、別表1-2により報酬及び実費弁償費を支払う事ができる。

2 交通費の実費は、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が役員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあった場合は、別表1-3により報酬及び実費弁償費を支払う事ができる。

2 交通費の実費は、その実費とする。

(評議員選任・解任委員会の報酬)

第6条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席した時、別表1-4により1日分の報酬及び実費弁償費を支払う事が出来る。

(適用除外)

第5条 事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改 正)

第6条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

付 則

1. この規程は、平成 24年 2月 1日から施行する。
2. 平成 25年11月 1日 改定
3. 平成 29年 5月22日 改定

役員報酬
別表1（日額）

役員業務		報酬	実費弁償費
1. 役員会出席時	理事	10,000	実費
	監事	10,000	実費
	評議員	10,000	実費
	評議員選任・解任委員外部委員	10,000	実費
2. 役員会以外の業務	理事	10,000	実費
	監事	10,000	実費
	評議員	10,000	実費
	評議員選任・解任委員外部委員	10,000	実費
3. 監事監査業務等		10,000	実費
4. 評議員選任・解任委員会（外部委員含む）		10,000	実費